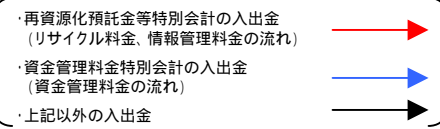
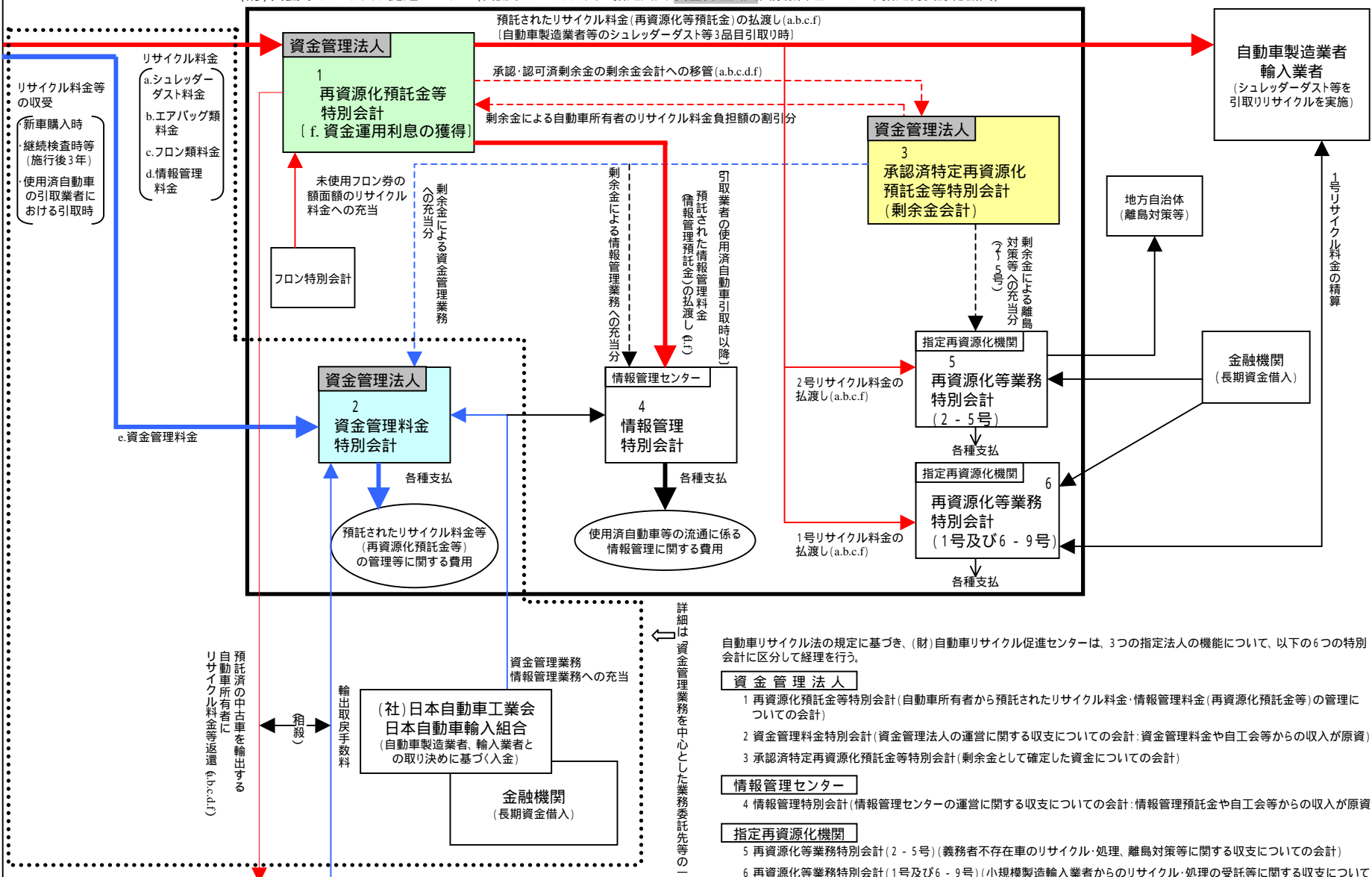


(財)自動車リサイクル促進センター 資金管理法人の機能関連図と資金の流れ



自動車所有者 (リサイクル料金 情報管理料金の預託・資金管理料金の支払い)

(財)自動車リサイクル促進センター (自動車リサイクル法の指定法人: 資金管理人、情報管理センター、指定再資源化機関)



自動車リサイクル法の規定に基づき、(財)自動車リサイクル促進センターは、3つの指定法人の機能について、以下の6つの特別会計に区分して経理を行う。

- 資金管理人**
- 再資源化預託金等特別会計 (自動車所有者から預託されたリサイクル料金・情報管理料金 (再資源化預託金等) の管理についての会計)
 - 資金管理料金特別会計 (資金管理人の運営に関する収支についての会計: 資金管理料金や自工会等からの収入が原資)
 - 承認済特定再資源化預託金等特別会計 (剰余金として確定した資金についての会計)
- 情報管理センター**
- 情報管理特別会計 (情報管理センターの運営に関する収支についての会計: 情報管理預託金や自工会等からの収入が原資)
- 指定再資源化機関**
- 再資源化等業務特別会計 (2-5号) (義務者不存在車のリサイクル・処理、離島対策等に関する収支についての会計)
 - 再資源化等業務特別会計 (1号及び6-9号) (小規模製造輸入業者からのリサイクル・処理の受託等に関する収支についての会計)